

山陽小野田市
子ども・子育て支援事業計画

骨 子 案

平成 26 年 7 月

山陽小野田市

目 次

第Ⅰ部 序論	
1. 計画策定の趣旨	
(1) 子育てを取り巻く背景	
(2) 計画策定の趣旨	
(3) 法的根拠	
2. 計画の概要	
(1) 計画の期間	
(2) 計画の対象	
(3) 策定体制	
3. 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く状況	
(1) 人口・世帯数の動向	
(2) 教育・保育施設の状況	
(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況	
(4) ニーズ調査結果の概要	
4. 山陽小野田市次世代育成支援行動計画の総括	
5. 山陽小野田市の子ども・子育て支援施策の課題	
第Ⅱ部 子ども・子育て支援の基本的考え方	
1. 基本理念	
2. 家庭・地域・事業者・行政の役割	
3. 基本的視点と主要施策の方向	

第Ⅲ部 事業計画

1. **教育・保育提供区域の設定**.....
2. **教育・保育の提供体制の確保**

 - (1) 教育・保育施設の充実（需要量および確保の方策）
 - (2) 教育・保育施設の一体的提供の推進
 - (3) 教育・保育の質の向上
 - (4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

3. **地域子ども・子育て支援事業の充実**

 - (1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量および確保の方策
 - (2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

4. **専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実**

 - (1) 児童虐待防止対策の充実
 - (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
 - (3) 障害児施策の充実

5. **ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進**
6. **計画の推進体制**

 - (1) 関係機関等との連携
 - (2) 計画の達成状況の点検・評価

第 I 部

序

論

1. 計画策定の趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

これまで、本市では子ども・子育てに関しては、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき施策を推進してきましたが、国においては、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。具体的には、以下諸点が考えられます。

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の9割が結婚意思をもっており、希望子ども数も2人以上など。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家庭関係社会支出の対GDPが低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

これを受けて、国では、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援の新制度へ移行することになりました。

関連3法と新制度の特徴等は、以下のとおりです。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援制度のポイント

- 認定こども園制度の改善
 - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・市町村が地域のニーズにも基づき計画を策定、給付・事業を実施
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

（２）計画策定の趣旨

以上みてきた関連３法による新制度への移行に伴い、本市が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画」の策定趣旨は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるといふ希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する。」と位置づけます。

（３）法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであり、市で策定した以下の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定するとともに、今後策定される予定の計画について可能な限り整合を図ります。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

【関連計画】

- 第一次山陽小野田市総合計画
- 第5期山陽小野田市高齢者福祉計画
- 山陽小野田市障がい福祉計画
- さんようおのだ男女共同参画プラン

2 計画の概要

(1) 計画の期間

平成27年度から31年度までの5か年とします。

(2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

「山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「山陽小野田市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）の審議をはじめ、具体的には、次のような点について調査審議しました。

- ①潜在的なものを含め教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか。
- ②教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）と地域型保育事業（家庭的保育事業等）など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標。
- ③ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業（子育て支援センター、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳幼児家庭全戸訪問事業、留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ、妊娠健診等）が計画的に盛り込まれているか。
- ④費用の使途実績の調査や事業の点検評価
- ⑤現行の計画について見直すべき部分はないか。

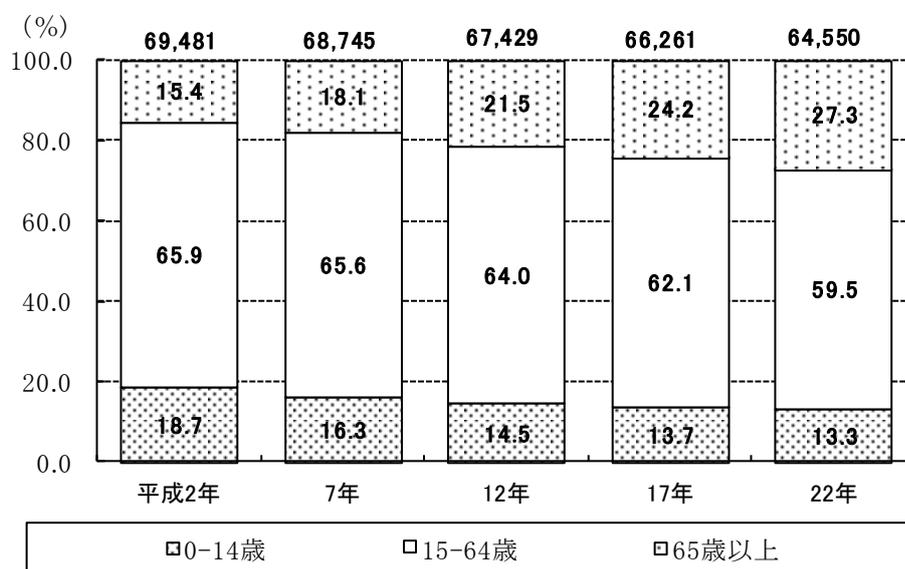
3. 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・世帯等の動向

① 総人口・世帯数の推移

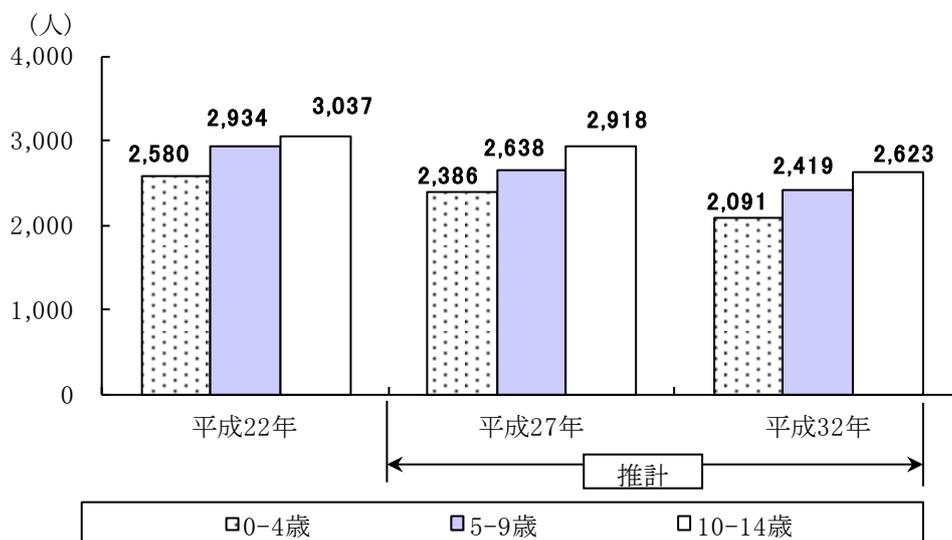
- 本市の14歳以下の年少人口は平成2年からの20年間で約40%減少しており、さらに国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成32年までの10年間でも減少が続き、とくに、0～9歳の就学前から小学校低学年までは相対的に減少率が大きくなっています。
- このような年少人口の現象は、ひとりひとりへの細かい保育や教育ができるという考えがある一方で、親や子どもと地域等との人間関係の希薄化が懸念されることから、今以上に手厚い保育・教育サービスや居場所づくりが求められています。

■ 総人口・年齢区分別人口の推移 ■



資料: 国勢調査

■ 年少人口の推移 ■

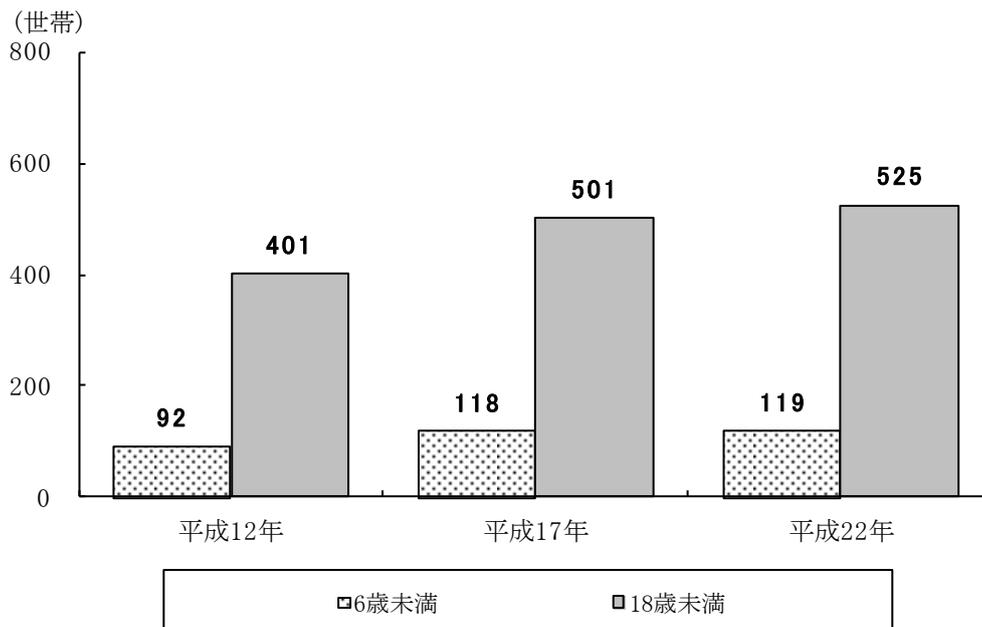


資料: 国勢調査

②子育て世帯の推移

- 「子ども・子育て支援事業計画」の対象となる子どもを育てているひとり親家庭数は、18歳未満のいる家庭で増加しており、今後の動向に注視しつつ、保育サービスの提供とともに、就労をはじめ多様な生活支援の充実が必要です。

■18歳未満・6歳未満の子どものいるひとり親世帯の推移■

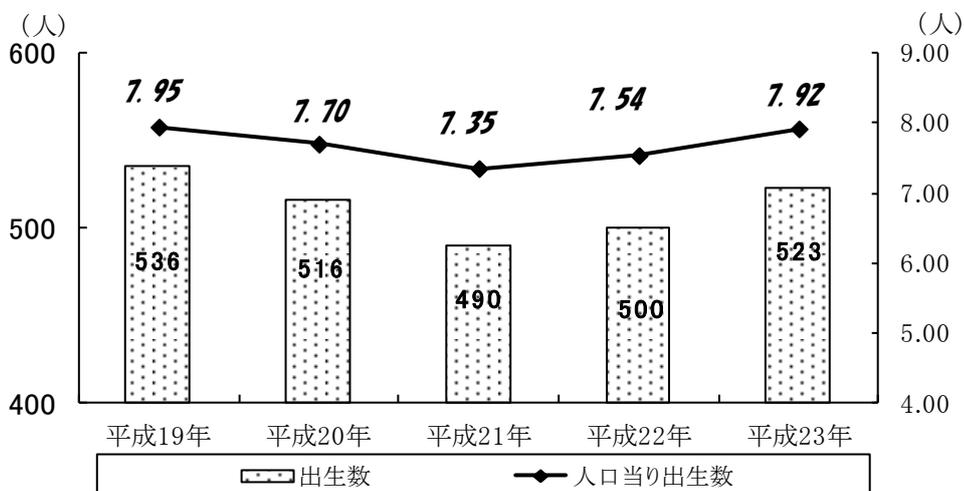


資料: 国勢調査

③出生の動向

- 本市の出生数は、おおむね 500 人前後で推移しています。

■出生数の推移■

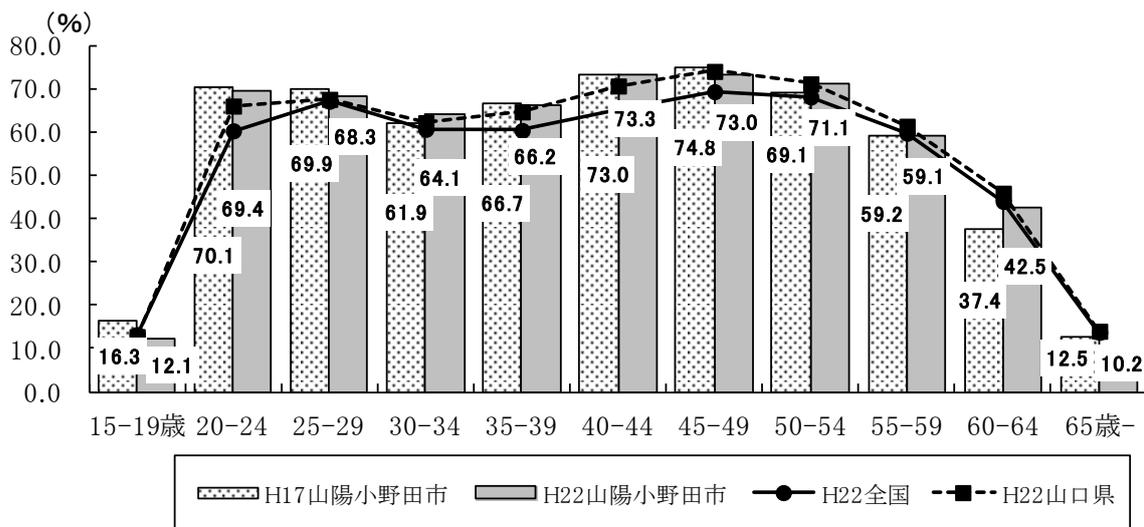


資料: 県統計分析課

④女性の就労の状況

- おおむね本市の30代からと40代前半までの女性の就業率は、この5年間でいずれも増加しており、中でも、30代前半の伸びは相対的に大きく、「ワーク・ライフ・バランス」の視点から、家庭と職場の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要となっています。

■女性の就業率の推移■



資料: 国勢調査

- 平成23年5月1日現在、貴市の「乳児院」「児童養護施設」「助産施設」「保育所」「児童館」「児童遊園」等の児童福祉施設数は年少人口千人当り3.54か所と県内市部ではほぼ中位にあるものの、就学前から小学校低学年を中心に年少人口が減少することを踏まえると、都市部を中心とする潜在的な保育ニーズへの対応や質的なサービスの充実等を通じた子どもたちの居場所や支援する環境づくりは喫緊の課題となっています。

■年少人口千人当り児童福祉施設数の比較■

	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	施設数	順位	施設数	順位	施設数	順位	施設数	順位
山陽小野田市	3.45	8	3.50	8	3.51	6	3.54	6
下関市	2.40	14	2.39	14	2.43	13	2.44	12
宇部市	1.73	19	1.50	19	1.55	18	1.58	18
山口市	1.75	18	1.71	18	1.77	17	1.90	16
萩市	4.00	6	4.11	6	4.18	5	4.77	5
防府市	2.35	15	2.36	15	2.35	14	2.30	14
下松市	2.11	16	1.95	17	1.78	16	1.77	17
岩国市	2.51	12	2.49	13	2.53	11	2.46	11
光市	2.47	13	2.51	12	2.50	12	2.44	13
長門市	3.57	7	3.66	7	3.20	8	3.10	9
柳井市	3.16	9	3.24	9	3.23	7	3.26	7
美祢市	7.27	4	7.59	4	7.67	3	8.25	3
周南市	2.04	17	2.06	16	2.07	15	2.09	15

資料: 50の指標で見る市町のすがた(山口県平成24年度版)

(2) 教育・保育施設の状況

●認定こども園、幼稚園、保育所等の設置状況、定員・利用者数の推移を示します。

①保育所の状況(平成26年3月)

	保育所名	定員	0歳	1・2歳	3歳	4歳以上	小計	管外	合計
管内	日の出	120	12	45	26	66	149	2	151
	下津	60	7	18	12	28	65	0	65
	厚陽	60	5	17	8	21	51	1	52
	出合	120	9	25	11	24	69	1	70
	津布田	45	1	6	9	8	24	0	24
	管内公立計	405	34	111	66	147	358	4	362
管外	第2乳児		2	2			4		4
	新川		0	0	0	1	1		1
	原		0	0	1	1	2		2
	神原		0	1	0	1	2		2
	豊田西		1	0	0	0	1		1
	大喜		0	0	1	1	2		2
	秋吉		0	0	0	0	0		0
	伊佐		1	0	0	0	1		1
	さかうえ		0	0	0	0	0		0
	管外公立計		4	3	2	4	13		13
公立計		405	38	114	68	151	371	4	375
管内	焼野	160	18	59	31	57	165	12	177
	須恵	150	14	48	28	53	143	18	161
	さくら	100	6	37	21	46	110	10	120
	伸宏	90	11	30	20	33	94	7	101
	姫井	90	11	33	21	40	105	7	112
	石井手	120	13	38	24	43	118	8	126
	西福寺	60	4	26	12	33	75	4	79
	真珠	100	9	42	19	50	120	3	123
	あおい	45	7	20	9	15	51	1	52
	貞源寺	60	9	22	12	22	65	1	66
	貞源寺第二	60	7	15	15	29	66	3	69
	桃太郎	45	4	9	9	16	38	4	42

	管内私立計	1,080	113	379	221	437	1,150	78	1,228
管外	藤山		0	1	0	2	3		3
	厚南		0	2	0	1	3		3
	船木		0	4	2	5	11		11
	るんびに		0	1	0	1	2		2
	二葉		0	5	2	6	13		13
	麦川		0	0	0	1	1		1
	あそか		0	0	0	0	0		0
	東割		0	0	0	3	3		3
	桃山		0	0	0	1	1		1
	新生		0	0	0	1	1		1
	新神原		0	1	0	0	1		1
	王司		0	1	1	2	4		4
	めぐみ		0	0	0	1	1		1
	小羽山		0	0	1	1	2		2
	清和		0	0	0	0	0		0
	命信寺		0	1	0	0	1		1
	南大嶺		0	1	0	0	1		1
	聖華		0	0	0	0	0		0
		管外私立計		0	17	6	25	48	
	私立計	1,080	113	396	227	462	1,198	78	1,276
	合計		151	510	295	613	1,569	82	1,651

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

- 1.利用者支援事業【新規】
- 2.地域子育て支援拠点事業
- 3.妊婦健康診査
- 4.乳児家庭全戸訪問事業
- 5.養育支援訪問事業、 その他要支援児童、 要保護児童等の支援に資する事業
- 6.子育て短期支援事業
- 7.ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）
- 8.一時預かり事業
- 9.延長保育事業
- 10.病児・病後児保育事業
- 11.放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- 12.実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
- 13.様々な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

●地域子ども・子育て支援事業の概要・実施状況を示します。

■一時預かり事業実績(平成25年度)■

【私立】

保育所名	設置 主体	経営 主体	利用時間	延べ利用児童数													合計金額 円	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人
焼野保育園	私	私	4時間以内	7	5	7	8	3	2	2	3	3	4	3	9	56	50,400	
			4時間超	1	14	15	19	11	3	1	0	0	1	5	71	127,800		
			合計	8	19	22	27	14	5	3	4	3	4	4	14	127	178,200	
須恵保育園	私	私	4時間以内	0	0	0	5	14	7	3	0	0	0	4	2	35	31,500	
			4時間超	3	4	4	4	7	23	30	7	10	6	14	12	124	223,200	
			合計	3	4	4	9	21	30	33	7	10	6	18	14	159	254,700	
さくら保育園	私	私	4時間以内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			4時間超	124	114	112	112	108	113	130	129	140	149	154	151	1,536	2,764,800	
			合計	124	114	112	112	108	113	130	129	140	149	154	151	1,536	2,764,800	
真珠保育園	私	私	4時間以内	2	8	12	8	1	4	7	3	3	20	28	18	114	102,600	
			4時間超	14	28	4	28	22	38	28	48	52	61	70	104	497	894,600	
			合計	16	36	16	36	23	42	35	51	55	81	98	122	611	997,200	
貞源寺第二保育園	私	私	4時間以内	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,800	
			4時間超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			合計	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,800
あおい保育園	私	私	4時間以内	2	3	0	6	6	15	1	7	6	7	2	2	57	51,300	
			4時間超	41	46	51	50	42	49	55	45	58	54	58	75	624	1,123,200	
			合計	43	49	51	56	48	64	56	52	64	61	60	77	681	1,174,500	
東割保育園	私	私	4時間以内	0	0	0	2	0	3	3	8	4	6	0	0	26	23,400	
			4時間超	24	24	24	27	27	30	31	30	38	35	64	60	414	745,200	
			合計	24	24	24	29	27	33	34	38	42	41	64	60	440	768,600	
私立合計	7か所	7か所	4時間以内	11	17	20	29	24	31	16	21	16	37	37	31	290	261,000	
			4時間超	207	230	210	240	217	256	275	260	298	305	361	407	3,266	5,878,800	
			合計	218	247	230	269	241	287	291	281	314	342	398	438	3,556	6,139,800	

(注)4時間以内900円 4時間超 1,800円

【公立】

保育所名	設置 主体	経営 主体	利用時間	延べ利用児童数												計	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
日の出保育園	公	公	4時間以内	3	12	21	19	17	17	16	22	19	8	6	2	162	
			4時間超	0	4	19	43	43	53	54	46	53	69	93	69	546	
			合計	3	16	40	62	60	70	70	68	72	77	99	71	708	
出合保育園	公	公	4時間以内	18	11	2	13	1	4	0	0	2	3	20	14	88	
			4時間超	10	23	25	27	17	10	10	10	10	11	15	13	181	
			合計	28	34	27	40	18	14	10	10	12	14	35	27	269	
公立合計	2 か 所	2 か 所	4時間以内	21	23	23	32	18	21	16	22	21	11	26	16	250	
			4時間超	10	27	44	70	60	63	64	56	63	80	108	82	727	
			合計	31	50	67	102	78	84	80	78	84	91	134	98	977	
合計	9 か 所	9 か 所	4時間以内	32	40	43	61	42	52	32	43	37	48	63	47	540	
			4時間超	217	257	254	310	277	319	339	316	361	385	469	489	3,993	
			合計	249	297	297	371	319	371	371	359	398	433	532	536	4,533	

(注) 4時間以内900円 4時間超 1,800円

■子育て支援センター事業利用者数(平成25年度)■

	延利用者数(人)			実利用者数(人)			出張支援		年間相談	講習会 実施回数	子育て情報 誌 発行回数
	児童	保護者	合計	児童	保護者	合計	実施回数	参加者数			
焼野	2,397	2,038	4,435	143	100	243	17	322	36	8	12
須恵	2,910	2,134	5,044	233	183	416	25	365	78	16	12
さくら	2,255	1,987	4,242	282	235	517	15	174	120	46	12
姫井	2,938	2,449	5,387	212	176	388	23	440	46	69	7
貞源寺第二	2,085	1,692	3,777	157	127	284	19	187	130	17	12
計	12,585	10,300	22,885	1,027	821	1,848	99	1,488	410	156	55

■ 5年間の児童クラブ別申込数、利用人数、定員 ■

クラブ名	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
本山	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	73	64	53	51	49
	平均利用人数	45	43.8	34.1	36	33
赤崎	定員	46	46	46	46	46
	申込者数	45	58	61	60	73
	平均利用人数	28.6	31.3	29.4	36	38
須恵	定員	50	50	50	50	50
	申込者数	95	65	67	78	91
	平均利用人数	49.2	37.2	38.0	47.0	40.0
小野田	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	55	61	66	48	57
	平均利用人数	33.4	36.2	39.4	26	23
高泊	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	42	44	44	46	48
	平均利用人数	26.5	33.3	32.7	30.0	27.0
高千帆	定員	50	50	50	50	50
	申込者数	85	80	83	83	91
	平均利用人数	42.2	39.1	35.1	43.0	35.5
有帆	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	42	36	36	35	33
	平均利用人数	26.2	20.4	19.7	22.0	16.0
厚狭	定員	70	70	70	80	80
	申込者数	97	89	91	92	87
	平均利用人数	40.0	39.1	37.8	41.0	29.0
出合	定員	30	30	30	30	30
	申込者数	21	14	25	14	24
	平均利用人数	8.2	5.6	9.1	6.0	8.5
厚陽	定員	30	30	30	30	30
	申込者数	24	24	23	19	15
	平均利用人数	10.4	10.8	11.3	10.0	5.0
埴生	定員	30	30	30	30	30
	申込者数	37	36	25	21	33
	平均利用人数	16.3	14.4	9.4	12.0	9.5
津布田	定員	20	20	20	20	20
	申込者数	9	11	14	6	6
	平均利用人数	7.2	7.2	6.2	2.0	2.0
合計	定員	486	486	486	496	496
	申込者数	625	582	588	553	607
	平均利用人数	333.2	318.4	302.2	311.0	266.5

(4) ニーズ調査結果の概要

①調査の概要

■調査の目的

国において平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

これを受けて、平成 27 年度を初年度とする『山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するために、「山陽小野田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1.調査対象者と抽出方法	山陽小野田市に居住する 0 歳から 5 歳までの小学校入学前児童から無作為抽出	山陽小野田市に居住する小学生から無作為抽出
2.調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
3.調査期間	平成 25 年 11 月～12 月	平成 25 年 11 月～12 月
4.回収状況	配布数 1,000 人 回収数 575 人 回収率 54.2%	配布数 1,000 人 回収数 542 人 回収率 54.2%

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「N=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位までの表示としているため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合もあります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えます。

②就学前児童

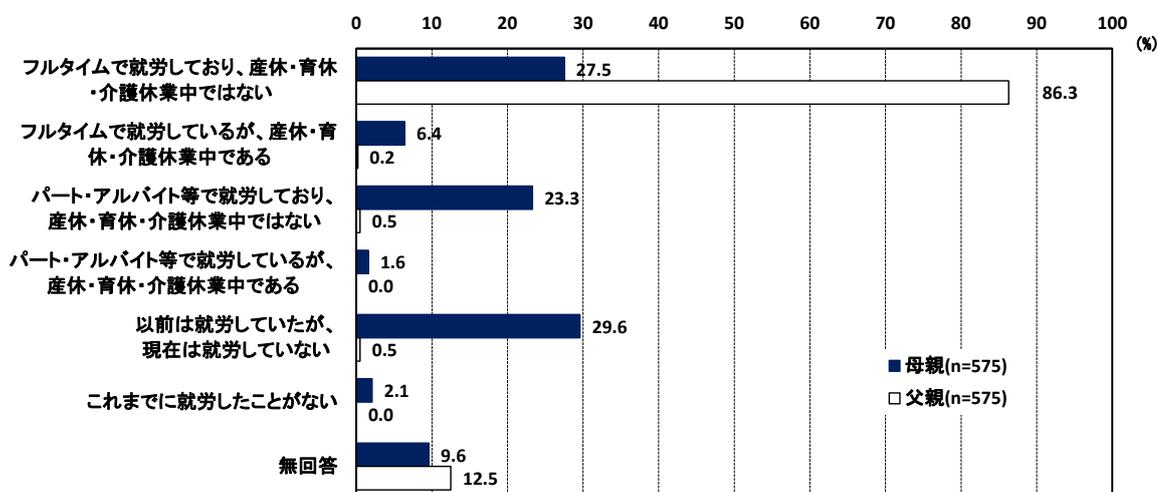
■母親・父親の就労状況

母親の就労状況をみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 29.6%でもっとも多く、ついで「フルタイム等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 27.5%、「パート・アルバイトで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 23.3%となっています。父親の就労状況をみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 86.3%と大半を占めています。

母親の 1 週間当たり就労日数は、フルタイム、パート・アルバイト勤務ともに「5 日」が最も高く、1 日当たり就労時間はフルタイムで「8～9 時間未満」、パート・アルバイト勤務では「4～5 時間未満」が最も多くなっています。

土曜日・日曜日・祝日の勤務については、フルタイム勤務の母親は土曜日が 51.9%、祝日が 27.2%、日曜日が 22.8%で、パート・アルバイト勤務の母親は土曜日が 44.8%、祝日が 24.6%、日曜日が 16.4%となっています。

出勤・帰宅時刻についてみると、フルタイムの母親の出勤時刻は「8 時台」43.7%、帰宅時刻は「18 時台」の 41.8%が最も多くなっています。パート・アルバイトの母親の出勤時刻は「8 時台」、帰宅時刻は「17 時台」が最も多くなっています。



■母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 63.6%でもっとも多く、全体の 6 割を超えています。ついで、「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」が 19.6%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が 6.3%となっています。

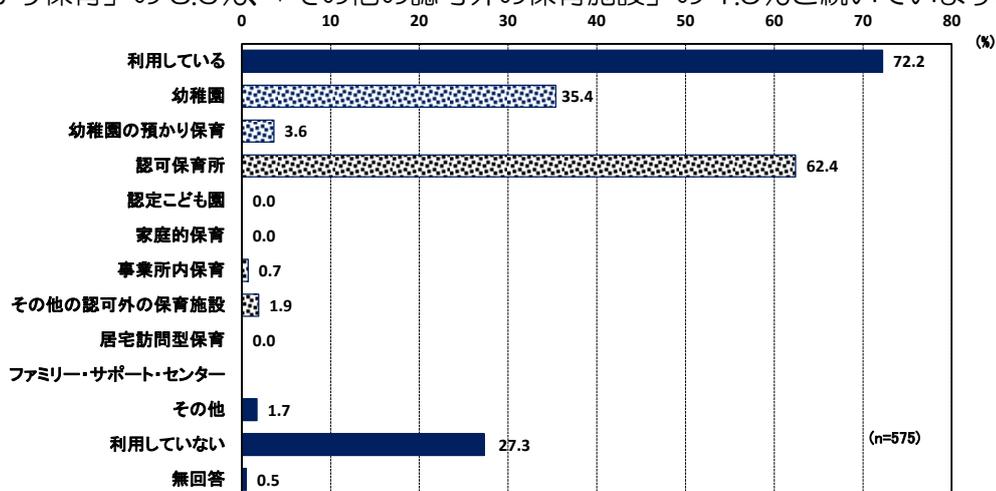
全体のフルタイムへの転換希望の割合は 25.9%ですが、実現できる見込みがあるのはそのうちわずか 6.3%と、フルタイムへの転換の実現は厳しい状況がうかがえます。

■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向をみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が17.6%、「1年より先、一番下の子どもが（4.4歳）になったところに就労したい」が54.9%と、全体の就労意向は72.5%で、就労意欲は強くなっています。

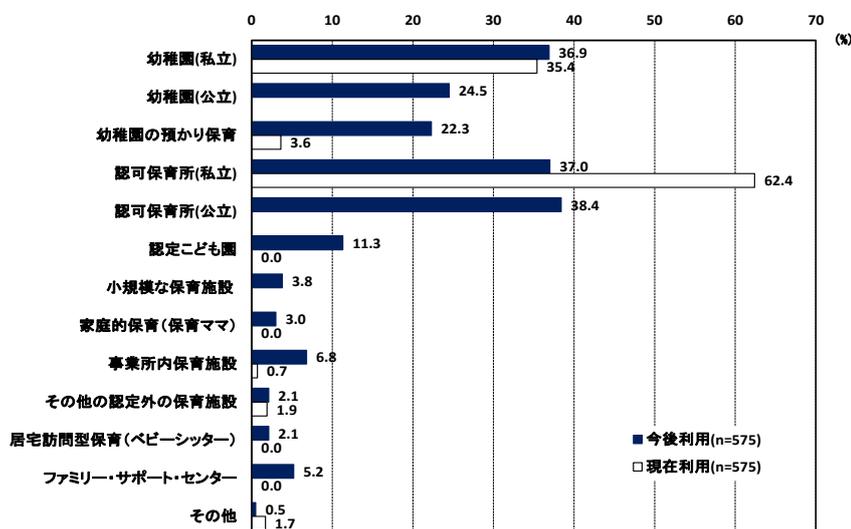
■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

何らかの教育・保育サービスを利用している人は、72.2%であり、このうち、「認可保育所」が62.4%、ついで「幼稚園」が35.4%でこの2項目で9割以上を占めています。以下「幼稚園の預かり保育」の3.6%、「その他の認可外の保育施設」の1.9%と続いています。



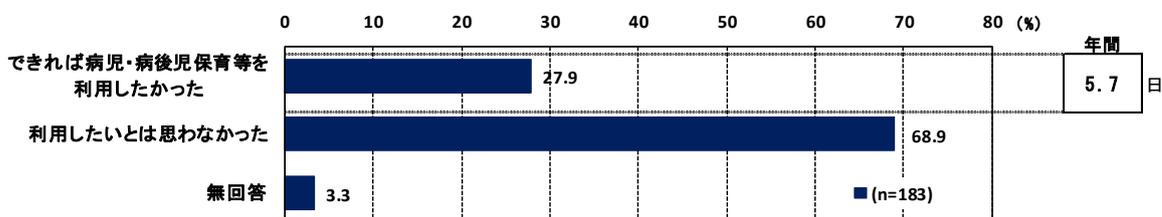
■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

今後利用したい平日の教育・保育事業をみると、「認可保育所(公立)」が38.4%、ついで「認可保育所(私立)」が37.0%「幼稚園(私立)」が36.9%となっており、この3項目で大半を占めています。以下「幼稚園(公立)」(24.5%)、「幼稚園の預かり保育」(22.3%)、「認定こども園」の(11.3%)と続いています。公立・私立を合わせた認可保育所が75.4%、同幼稚園が61.5%の利用希望率となっています。利用したい場所については、大半が山陽小野田市内を希望しています



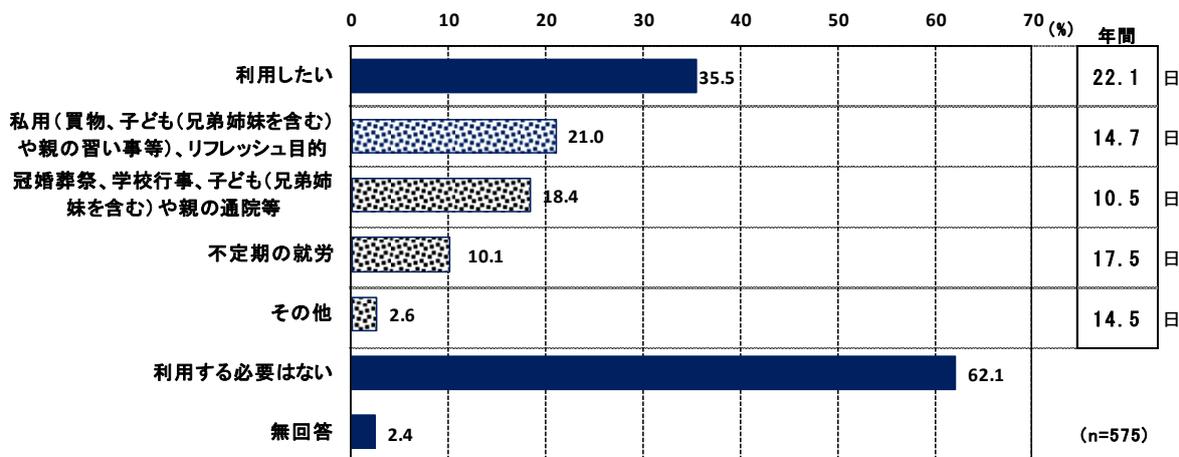
■病児・病後保育の利用希望

病児・病後児保育の利用希望について、「できれば病児・病後児保育等を利用したかった」と答えたのは 27.9%で、希望平均日数は年間 5.7 日となりました。



■一時預かりの利用希望

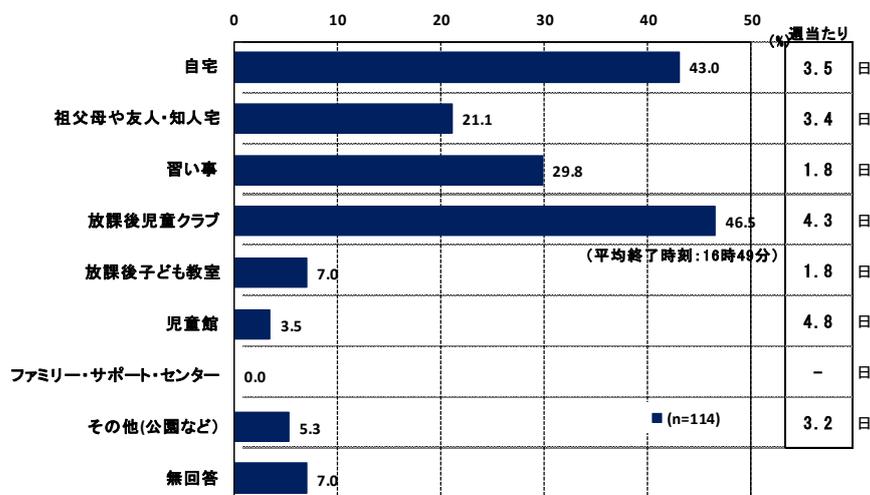
今後の利用意向についてみると、「利用したい」と答えた人は 35.5%で、利用希望日数は年間平均 22.1 日となりました。その理由としては、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が 21.0%で最も多く、年間 14.7 日となっています。ついで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が 21.0%で平均日数 10.5 日となっています。



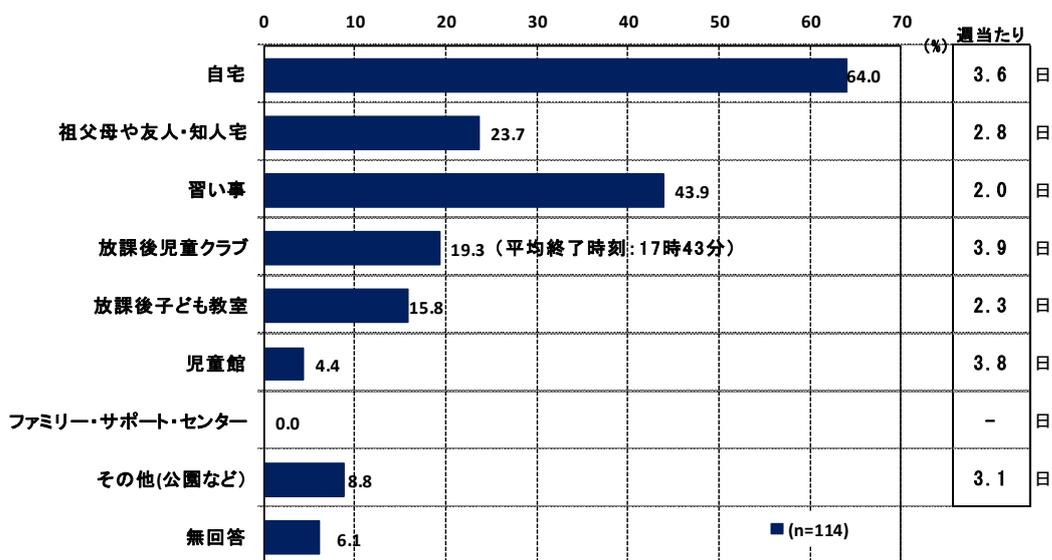
■留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブの利用意向

「低学年」の時に、放課後の時間を過ごさせたい場所について、「放課後児童クラブ」が46.5%で最も多く、週当たり4.3日となっています。ついで「自宅」が43.0%で、週当たり3.5日となっております。以下「習い事」が29.8%、週当たり1.8日と続いています。「高学年時に、放課後の時間を過ごさせたい場所については、「自宅」が64.0%で最も多く、週当たり3.6日となっています。続いて「習い事」(43.9%)が週当たり2.0日、「放課後児童クラブ」(19.3%)が週当たり3.9日となっています。

【低学年】



【高学年】

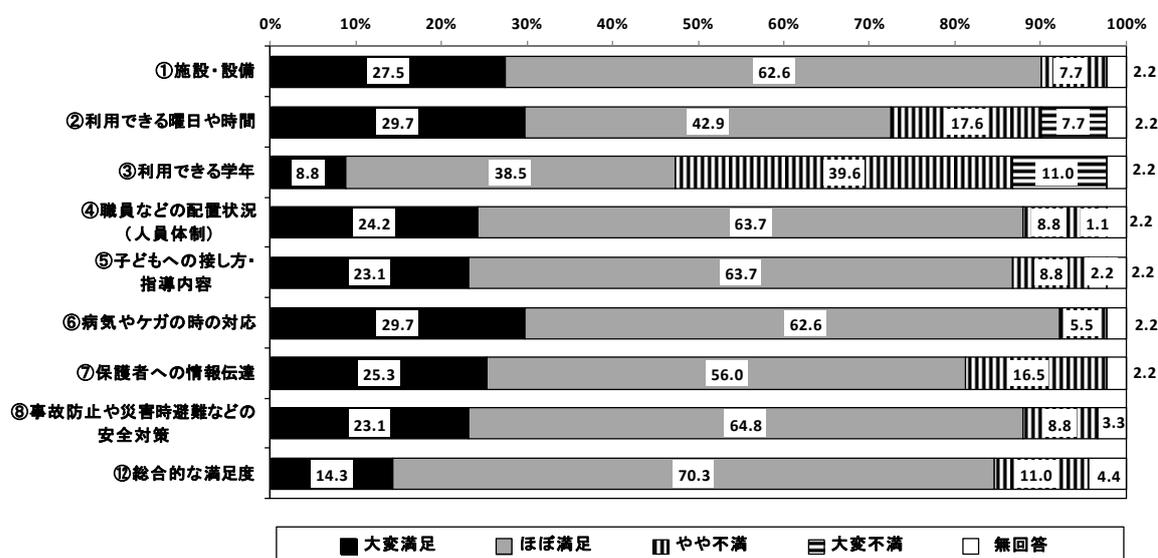


②小学生

■留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブの評価

現在通っている放課後児童クラブに対する満足度については、「大変満足」「やや満足」を含めて「⑥病気やケガの時の対応」が92.3%で最も高く、ついで「①施設・設備」が90.1%となりました。一方、「大変満足」「やや満足」を含めた割合が最も低かったのは「③利用できる学年」の47.3%で、「やや不満」「不満」の割合をみても50.6%と半数を超える割合となりました。「利用できる学年」の改善に対するニーズが高いことがうかがえます。

また、「⑫総合的な満足度」としては、「大変満足」「やや満足」を含めた割合は84.6%と、8割を超えた満足度となりました。

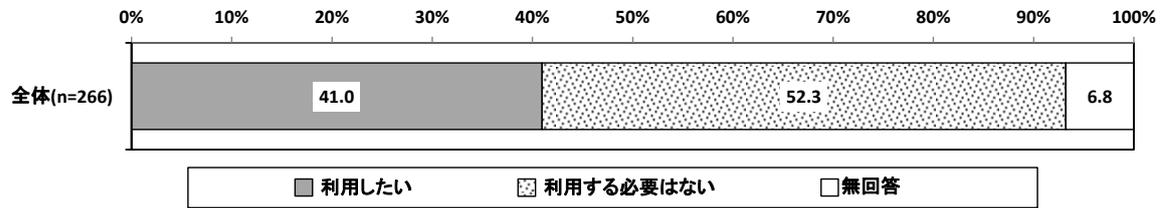


■留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブの利用意向

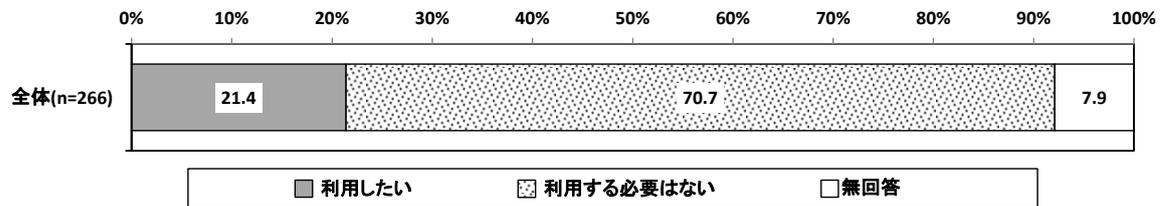
「低学年」の時は、平日の利用希望については、「利用したい」が41.0%、週当たりの利用希望日数は「5日」が最も多くなっています。土曜日については、「利用したい」が21.4%、月当たり利用日数の希望は「4日」が最も多く、日曜日・祝日については「利用したい」が6.4%と低くなっていますが、長期休暇期間中については、「利用したい」が52.1%と5割を超えており、週当たりの利用希望日数は「5日」と平日と同じように利用を希望する状況がうかがえます。「高学年」の時は、平日は「利用したい」が58.0%、土曜日は32.2%、日曜日は9.8%、長期休業期間中は82.5%と、長期休業期間中の利用ニーズが高いことがうかがえます。週当たり希望日数は平日が5.0日、長期休業期間中も「5日」が最も多くなっています。

【低学年】

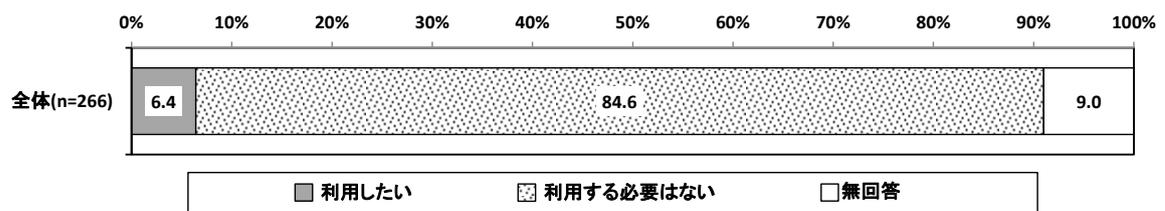
(1) 平日



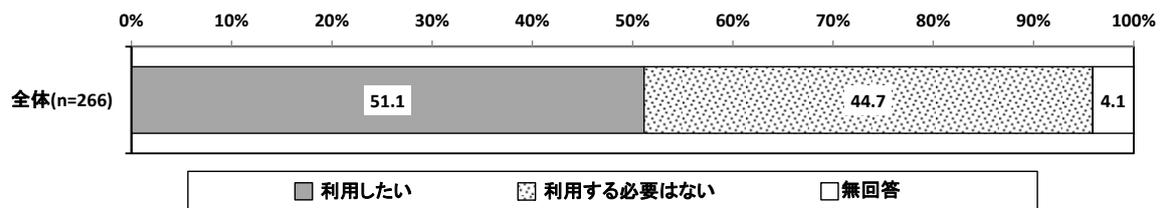
(2) 土曜日



(3) 日曜・祝日

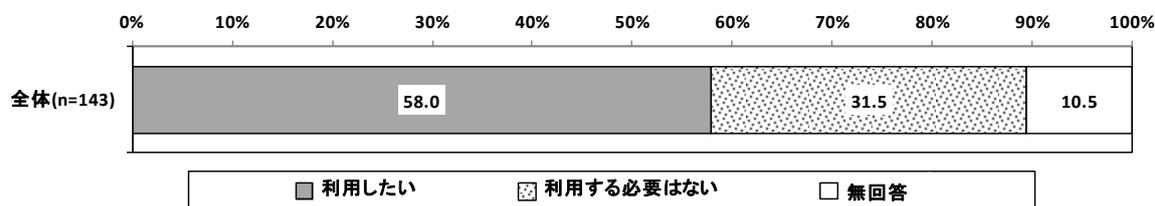


(4) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中

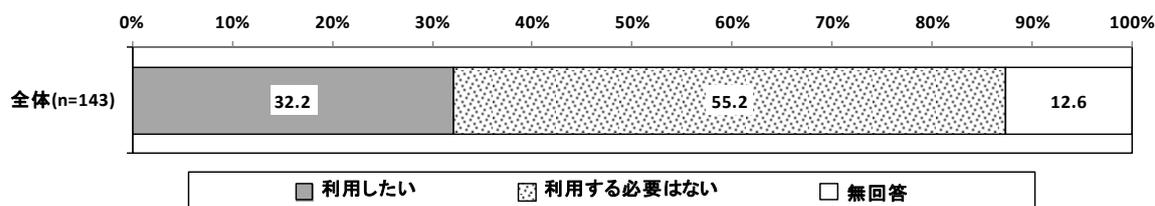


【高学年】

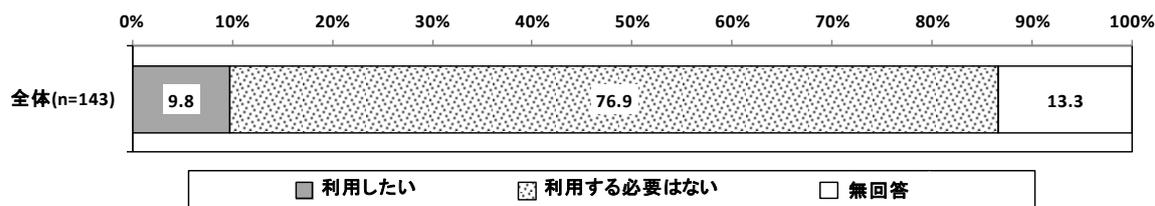
(1) 平日



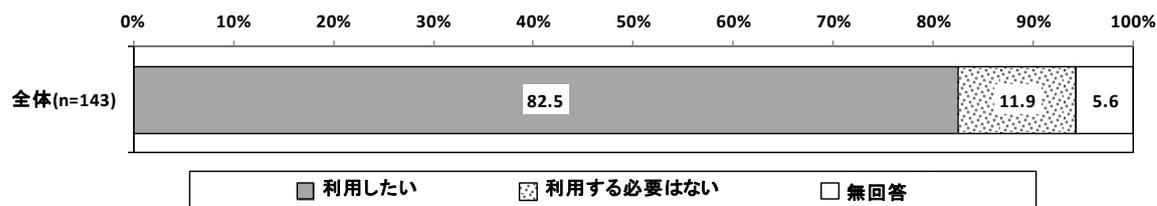
(2) 土曜日



(3) 日曜・祝日



(4) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中



4. 山陽小野田市次世代育成支援行動計画の総括

●平成24年度「山陽小野田市次世代育成支援行動計画(後期計画)」実績報告書を踏まえた、
現次世代育成支援行動計画の評価と課題を整理する。

(1) 重点5事業に対する取組状況

重点課題1 児童クラブの充実

- ◆児童クラブの待機児童は、平成21年度53人、平成22年度24人、
- ◆平成23年度6人、平成24年度14人となっている。
- ◆各年度によって入所希望者の増減があり、柔軟な入所決定をしているものの、クラブによっては待機児童が発生している。
- ◆放課後子ども教室は、平成24年度に津布田小学校がスタートし、目標の5か所を達成。
5か所 (厚狭小、埴生小、厚陽小、出合小、津布田小)

■平成24年度児童クラブ入所児童数 (H24. 4. 1現在) ■

クラブ数	定員	申込	決定	内訳				待機児童	(参考) H25.4.1 待機児童
				1年	2年	3年	4～6年		
15	496	571	557	208	206	141	2	14	7

重点課題2 児童虐待の対応強化

- ◆児童虐待に関する相談件数は、減少傾向にある。
- ◆日ごろから、地域住民、保育施設、学校、民生委員、児童相談所との連絡体制を密にし、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めている。
- ◆平成23年4月に中央児童相談所宇部駐在が設置されたため、迅速かつきめ細かい対応が
できている。

■家庭児童相談のうち、児童虐待に関する相談件数の推移■

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年 12月末
のべ相談件数	22件	21件	13件	1件	9件

重点課題3 ファミリーサポートセンターの充実

- ◆会員の増強に取り組んだ結果、目標の300人を達成。
- ◆ニーズ調査結果によると、ファミサポを知らない人がとても多いため、今後もPR活動を強力に取り組む必要がある。
(「ファミサポを知らなかった」：就学前調査41.2%、小学生調査35.8%)

■ファミリーサポートセンター会員数の推移■

会員数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年 12月末
依頼会員	138人	165人	195人	232人	249人
提供会員	47人	48人	52人	55人	55人
両方会員	14人	18人	20人	20人	20人
合計	199人	231人	267人	307人	324人

重点課題4 保育ニーズへの対応

- ◆3歳未満入所児童が平成24年度以降、大幅に増加している。
- ◆保育サービスの利用者はここ数年あまり変わらない。

■認可保育所における3歳未満入所児童状況■

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年 12月末
3歳未満入所児童数	613人	624人	607人	661人	653人

■保育サービス利用状況■

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年 12月末
保育所一時預かり	3,871人	3,939人	5,169人	4,337人	3,032人
病児・病後児保育	393人	663人	659人	633人	444人
ショートステイ事業	25人	39人	19人	22人	13人

重点課題5 子育てに関する情報提供の充実

- ◆子育て情報サイト「さんようおのだっこ」の開設 平成22年度目標達成
 - 子育て情報専用ホームページ
 - 保育園などが各自で更新する「子育て施設ブログ」やイベント情報を掲載。年間アクセス数20,000件
- ◆広報さんようおのだに「子育て情報ナビ」を掲載
 - 各種制度のお知らせや保育サービスの紹介などを毎月掲載
- ◆子育て情報誌「笑顔になあれ」の改訂
 - 平成25年度全面リニューアル。平成26年4月から配布開始。

■ 目標事業量の達成状況 ■

		平成21年度	平成24年度	平成26年度	達成状況
		実績	実績	目標事業量	
昼間の保育サービス					
3歳未満児	認可保育所	613人	661人	639人	103.4%
	家庭的保育事業	-	-	-	-
3歳以上児	認可保育所	943人	881人	900人	97.9%
	家庭的保育事業	-	-	-	-
	幼稚園預かり保育	50人	354人	193人	183.4%
区分なし	特定保育事業	-	-	-	-
夜間帯の保育サービス					
延長保育事業		150人	581人	446人	130.3%
		11か所	11か所	13か所	84.6%
夜間保育事業		0人	0人	0人	-
		0か所	0か所	0か所	-
トワイライトステイ事業		1人	1人	8人	12.5%
		1か所	1か所	1か所	100.0%
休日保育事業		0人	0人	300人	0.0%
		0か所	0か所	1か所	0.0%

		平成21年度	平成24年度	平成26年度	達成状況
		実績	実績	目標事業量	
病児・病後児保育事業					
体調不良型		0人	0人	0人	-
		0か所	0か所	0か所	-
病児対応型・病後児対応型		548日	633日	4,640日	13.6%
		2か所	2か所	4か所	50.0%
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)		571人	557人	700人	79.6%
		15か所	15か所	15か所	100.0%
一時預かり事業		2,721日	4,337日	16,500日	26.3%
		8か所	9か所	10か所	90.0%
地域子育て支援拠点事業		5か所	5か所	7か所	71.4%
ファミリーサポートセンター事業		1か所	1か所	1か所	100.0%
ショートステイ事業		1か所	1か所	1か所	100.0%

5. 山陽小野田市の子ども・子育て支援の課題

●ニーズ調査結果や次世代育成支援行動計画の総括等を踏まえて、課題を整理する。

以下に、現視点で考えられる課題の事例は以下のとおり。

(1) 教育・保育施設の充実

- ◆「認可保育所」「幼稚園」「認定こども園」や「幼稚園の預かり保育」などニーズが高いサービスの質・量両面での事業量の確保
- ◆施設・設備の充実及び教諭や保育士等人材の質・量両面の充実
- ◆幼児・児童の体質等にあった食事等への配慮

(2) 地域における子ども・子育て支援の充実

- ◆保育時間のさらなる延長希望への対応
- ◆一時預かり事業や病児・病後児保育事業などに対する事業内容の充実
- ◆保護者の仕事等利用目的に対する有効な支援、緊急一時利用や DV により経済的に困窮している保護者への短期支援事業の充実
- ◆地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの周知徹底、会員同士のコミュニケーション、会員の技能等のレベルアップ等の充実
- ◆「小1の壁」問題解決の要である「放課後児童クラブ」の運営内容の充実や障害児等配慮を要する児童に対応する受入体制の充実と指導員の確保
- ◆保護者が気軽に相談できる体制とくに、妊娠前の段階からライフステージに応じた相談事業の周知徹底、内容の充実および情報発信手法の拡充
- ◆地域での見守りや気づきに対する支援の充実
- ◆親同士の交流の機会、母親のストレス発散の機会の充実

(3) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

- ◆「養育支援訪問事業」「児童虐待防止ネットワーク」「母子保健訪問指導事業」等本市の児童虐待防止対策に対する取組への周知徹底と情報共有の充実
- ◆社会的養護についての周知徹底と DV 被害の母子等への対応としての施設整備や人材等の充実
- ◆ひとり親家庭への経済的支援の充実と新制度における多様な教育・保育事業の提供と併せた事業の継続実施および父子家庭への支援の拡充
- ◆障害児に対する各種サービスの充実および障害となる要因の早期発見の継続実施や関係機関との連携強化

(4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

- ◆母親、父親ともに利用できる企業に対する働きながら子育てできる環境づくりの要請やそのための支援等の充実
- ◆父親が子育てに参加するための機会の充実

(5) その他

- ◆安全・安心な子育て環境確保のための交通安全指導や交通安全教室等の交通安全対策や防犯パトロール等の取組の充実、子どもや保護者にやさしい道路整備など事業の充実
- ◆地域の教育力、有害環境対策、次代の親意識の醸成など多岐にわたる青少年健全育成事業の継続的な取組。

第Ⅱ部

子ども・子育て支援の 基本的考え方

1. 基本理念

- 以下の国の「基本指針案」における「子ども・子育て支援の意義」や「安来市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本理念等を踏まえ、本計画への基本的なビジョンを明確にします。

【国の基本指針より】

乳幼児期の発達には、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図るとともに、施設設備等の良質な環境の確保が必要です。

●以下に、国の「基本指針案」を踏まえた、基本理念を考える上での視点を整理する。

- ◆本市がめざす都市将来像との整合性と本市の未来を担う子どもたちの健全な成長に資する視点
- ◆子育ての第一義的な責任は保護者にあることが前提、その上で、親が本市で子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるような環境づくりの視点

◆家族、地域、行政、企業等が、子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを暖かく応援し、支えあっていくという視点 等々

●このような基本的な視点をもとに、基本理念を設定する。

●基本理念は、だれもが分かりやすく、親しみが持てるような、簡潔な言葉で表現したい。会議の場で意見交換する。

基本理念

【事例】

- みんなで支えあい元気な子どもが育つまち(現次世代計画分)
- 好きです子育て 好きですさんようおのだ
- 親と子どもが自立・自律ができる子育てのまち
- いつも元気、子育てが楽しいまちづくり
- 親も子どもともに育ち 自立できるまち 等々

2. 基本目標

●基本理念のもと、本市の子ども・子育ての将来の姿を実現するための基本目標を掲げ、取組内容について記述する。

【提案】

目標1 未来を担い、創造する子どもたちを育む

- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下防止の視点
- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域の関わりが重要であるという視点
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを産み育てられる視点
- ◆男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくりの視点

目標2 子どもたちの可能性と夢を引き出す

- ◆子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切であるという視点
- ◆子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できるまちづくりを進めるという視点

目標3 地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来

- ◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備の視点
- ◆どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的に係われる環境整備の視点

2. 家庭・地域・学校・事業者・行政の役割

- 家庭・地域・事業者・行政の役割を整理する。

3. 基本的視点と主要施策の方向

- 「さんようおのだ子育て元気プラン2010」の6つの基本目標を本事業計画の基本的視点として定め、施策の方向を示すことによって、同後期計画を継承する主要施策の今後のあり方を具体的に示す。

【提案】

(1) 子育て家庭への支援の充実

- ◆子育て支援センター等拠点施設の位置づけ、専門人材等の確保や情報提供
- ◆親子で気軽に交流できる場や高齢者も含めた多世代交流の場づくり
- ◆不定期な保育ニーズとして希望の多いファミリーサポートセンター事業や病児・病後児保育事業の充実
- ◆主任児童委員や母子保健推進員等による個々の家庭に対する子育て支援の対応
- ◆保護者の子育てに係る経済的負担の軽減に寄与するための各種経済的支援を継続的な推進
- ◆相談内容の多様化、複雑化に対応した場、手段・手法の充実と人材の確保

(2) 母子保健の継続的な取組による健康の増進

- ◆安全な妊娠や出産のための妊娠期、育児期の対処方法の検討など若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親への支援
- ◆不妊治療、妊娠期での知識等の情報発信の充実
- ◆母子保健推進員による母子保健の理念の普及や啓発、訪問や相談の一層の充実
- ◆発達段階に合わせた健康診査等を通じた小児期の健康管理の推進
- ◆病気の早期発見等のための定期健診の継続的な取組
- ◆食物アレルギー対策等も含む食育の推進

(3) 子どもの健全育成のための教育環境の整備

- ◆子どもの「生きる力」を育成するための基礎的な学力養成のための知識・技能の習得
- ◆基礎的な学力を基盤とした「生きる力」の醸成
- ◆乳幼児とのふれあい機会の提供やキャリア教育の一層の推進などを通じた社会的責任に対する意識の向上
- ◆いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するための学校、家庭、地域等とのネットワークの形成
- ◆子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するための取組の充実
- ◆地域に関われた学校づくりのための継続した取組の推進
- ◆学校施設の開放による子どもの居場所づくりや多世代交流の推進
- ◆基本的な生活習慣や親と子の関わり等についての学習機会等を通じた家庭教育の充実
- ◆「青少年育成市民会議」の活動等を通じた青少年健全育成の推進
- ◆心身のバランスのとれた成長を促すための保健教育の推進

(4) 子育てと仕事の両立支援

- ◆家族との時間を大切にできる職場環境づくりへの継続的な取組
- ◆父親に対する仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるための育児休業制度の定着等社会全体で支える環境整備の検討
- ◆量の見込みと確保の内容を踏まえた通常教育・保育事業の充実及び延長保育・一時預かりなど保護者の多様な教育・保育ニーズへの対応
- ◆病児・病後児保育の充実
- ◆「小1の壁」問題への対応のための運営条件や体制の充実および配慮を有する児童への対応

(5) 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

- ◆関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備充実
- ◆社会的養護については、養護施設の理解を深めるための広報の充実および養育環境の充実
- ◆ひとり親家庭の自立と子どもの健全育成のための経済的支援、子育てサービスの情報提供、相談体制の充実等
- ◆障害児の健全な発達を支援し、社会全体が障害児を温かく見守る環境づくりのための関係機関との連携による各種支援体制の充実
- ◆発達障害を含む障害児の多様なニーズに対応するための相談体制の充実

(6) 安全・安心まちづくりの推進

- ◆子どもに関わるボランティアや関係団体等の活動や活動に関わる人材の養成と家庭、地域、学校等の連携強化
- ◆幼児期からの交通安全指導や交通安全教室の開催等を通じた子どもたちの交通安全意識の高揚
- ◆子どもを犯罪などから守るための防犯パトロール等地域活動の継続による犯罪のない環境づくりへの取組
- ◆バリアフリー化など子どもや保護者にやさしい計画的かつ効率的な道路整備
- ◆安心して子育てができるように、安全な遊び空間や住宅の維持・管理への継続的な取組

第Ⅲ部

事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。

- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。

視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。

視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

- 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。

- 本市では、「都市地域」「都市周辺地域」「中山間地域」の3地域を、教育・保育提供区域とする。

(2) 提供区域の比較検討

提供区域の設定数の違いによるメリット・デメリットは以下の通りです。

区域数	メリット	デメリット
多	面積が狭くなるため、細かく需給を検証できる	施設のない区域が多く発生し、需給のミスマッチが起こる
少	面積が広くなるため、需給調整の柔軟性が高い	施設利用の範囲が実際と異なるなど需給の検証が大雑把になる



できる限り区域内で需給バランスがとれる区域設定が必要

ポイント	区分	評価ポイント
A	面積と施設数	教育・保育施設の利用者が移動可能な範囲であり、かつ、各区域の施設数のバランスはとれているか
B	区域内居住率	居住している区域内の教育・保育施設を利用している児童の割合は妥当か

本市では、以下の4つの区域を想定しました。

■区域別概要等■

	小学校区	中学校区	高齢者福祉計画	都市計画マスタープラン
概要	小学校ごとの区割り	中学校ごとの区割り	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や施設整備状況等を考慮した日常生活圏域	市民の身近な生活単位である小学校区を基本に、歴史的な経緯や地形条件等を考慮した地域区分た区域
区域数	12	6	6	4

■高齢者福祉計画とは、 齢者福祉施策を総合的に推進していくための計画で、介護サービスの見込量やサービス確保の方策などを定めたもの。

■都市計画マスタープランとは、市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市の都市計画（まちづくり）に関する基本的な方針を示すもの。

以上の4つの区域について、教育・保育施設からみた、総合的な課題は以下のとおりです。

■教育・保育事業区域別想定される課題■

区分	行政区域
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 中学校区6区分の場合、幼稚園のない区域が発生する。（竜王、厚陽） ⇒施設はないが供給不足とはいえない→需給バランスが悪い 都市計画マスタープラン4区分の場合、幼稚園のない区域は発生しない。 幼稚園は通園バスを保有している園が多く、広域利用者も多い。 定員充足率から見ると新たな施設整備の可能性は少ない。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> 中学校区6区分の場合、区域内居住率の低い区域が発生する。（竜王、小野田） ⇒区域外施設への流出が多い 都市計画マスタープラン4区分の場合、すべての区域で区域内居住率が80%を超える。 地域特性や交通事情、施設整備状況、区域内居住率を考えると、4区分も考えられる。 ある程度広い区域を設定した方が、需給調整や各サービスの提供が柔軟に対応できる。

以上の課題をみると、各区域とも一長一短があるものの、子ども・子育て会議での意見やニーズ調査結果においては、日頃の幼稚園、保育所の選定理由として、「自宅に近い」という理由とともに「幼稚園等の経営方針」「優秀な人材」「通勤先の近く」等もウェイトが高いなど需給調整がしやすい区域設定が求められていることが示されています。

以上の分析、検討結果を踏まえ、本市では「市全域」を教育・保育提供区域とします。

また、地域子ども・子育て支援事業については、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性、地域性を加味する必要があり、この点を踏まえ基本的には「市全域」を提供区域とします。

ただし、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ）については、基本は「小学校区」とします。

■地域子ども・子育て支援事業別区域設定案■

事業区分	区域設定案	考え方
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
ファミリーサポートセンター事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
放課後児童クラブ	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とする。
実施徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	新規事業のため、今後の国の審議状況を踏まえて検討する。

2 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」をニーズ調査結果をもとに、山陽小野田市に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定しました。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設（※1）及び地域型保育事業（※2）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定しました。

① 年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業		算出対象 児童年齢
1号認定	（認定こども園及び幼稚園） <専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭>	3～5歳
2号認定①	（幼稚園） <共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭>	3～5歳
2号認定②	（認定こども園及び保育所） <共働き家庭>	3～5歳
3号認定③	（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業） <共働き家庭>	0～2歳

② 需要量と確保の方策

【都市地域】

平成 27 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見 込 量	認定こども園及び保育所＋ 地域型保育	—	—	—	人	人
	認定こども園及び幼稚園	人	—	—	—	—
	幼稚園	—	人	—	—	—
	認定こども園及び保育所	—	—	人	—	—
	合計①	人	人	人	人	人
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設※1					
	地域型保育事業※2					
	合計②					
	②－①＝					

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

平成 28 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見 込 量	認定こども園及び保育所＋ 地域型保育	—	—	—	人	人
	認定こども園及び幼稚園	人	—	—	—	—
	幼稚園	—	人	—	—	—
	認定こども園及び保育所	—	—	人	—	—
	合計①	人	人	人	人	人
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設※1					
	地域型保育事業※2					
	合計②					
	②－①＝					

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

平成 29 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見 込 量	認定こども園及び保育所＋ 地域型保育	—	—	—	人	人
	認定こども園及び幼稚園	人	—	—	—	—
	幼稚園	—	人	—	—	—
	認定こども園及び保育所	—	—	人	—	—
	合計①	人	人	人	人	人
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設※1					
	地域型保育事業※2					
	合計②					
	②－①＝					

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

平成 30 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見 込 量	認定こども園及び保育所＋ 地域型保育	—	—	—	人	人
	認定こども園及び幼稚園	人	—	—	—	—
	幼稚園	—	人	—	—	—
	認定こども園及び保育所	—	—	人	—	—
	合計①	人	人	人	人	人
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設※1					
	地域型保育事業※2					
	合計②					
	②－①＝					

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

平成 31 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見 込 量	認定こども園及び保育所＋ 地域型保育	—	—	—	人	人
	認定こども園及び幼稚園	人	—	—	—	—
	幼稚園	—	人	—	—	—
	認定こども園及び保育所	—	—	人	—	—
	合計①	人	人	人	人	人
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設※1					
	地域型保育事業※2					
	合計②					
	②－①＝					

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

- 認定こども園の普及に関する考え方や、質の高い幼児期の学校教育・保育，地域の子育て支援の役割，小学校教育との円滑な接続，0～2歳に係る取り組みと3～5歳に係る取り組みの連携等について，方向性を検討・整理する。
- 認定こども園の整備促進
- 幼・保・小連携の体制強化
- 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

(3) 教育・保育の質の向上

- 質の高い幼児期の学校教育・保育に向けた取り組みについて整理・検討する。
- 職員配置の充実。
- 職員の資質向上に向けた研修の充実等。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

- 保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設，地域型保育事業を利用できるための取り組みを検討・整理する。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、山陽小野田市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行う。

対象年齢

0歳児～2歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	人日	人日	人日	人日	人日

②子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	人日	人日	人日	人日	人日
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	人日	人日	人日	人日	人日

③-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 1号認定**事業概要**

保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	人日	人日	人日	人日	人日

③-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 2号認定で幼稚園希望**事業概要**

保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	人日	人日	人日	人日	人日

③-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	人日	人日	人日	人日	人日

④時間外保育事業（延長保育）

事業概要

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	人	人	人	人	人

⑤病児・病後児保育事業

事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児、1年生～6年生

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	人日	人日	人日	人日	人日

⑥放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)**事業概要**

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行う。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人/年間

需要量と確保の方策

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	人	人	人	人	人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	人	人	人	人	人

※以下、小絵学校区別に整理

⑦妊婦健康診査**事業概要**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

対象年齢

妊婦

単位

人、回

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	人	人	人	人	人

回数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	回	回	回	回	回
②確保方策	回	回	回	回	回
②-①=	回	回	回	回	回

⑧乳児家庭全戸訪問事業**事業概要**

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

対象年齢

0歳児

単位

人/年

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	人	人	人	人	人

⑨養育支援訪問事業**事業概要**

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する。

対象年齢

—

単位

人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	人	人	人	人	人

⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）**事業概要**

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。

対象年齢

0歳児～18歳児

単位

人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	人日	人日	人日	人日	人日

⑪利用者支援事業**事業概要**

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域野子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

需要量と確保の方策

市全域を対象として1箇所設置する。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業**事業概要**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う。

需要量と確保の方策

設定の必要なし。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する。

需要量と確保の方策

設定の必要なし。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

以下に、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための13事業の基本的な方向を示します。

- 質の高い地域の子育て支援に向けた取り組みを記載。

4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

- 養育支援を必要とする家庭の早期把握及び地域の子育て支援の活用による虐待予防、虐待の早期発見・早期対応、関係機関との連携等の取り組みについて記載。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

- 地域子ども・子育て支援事業等の利用におけるひとり親家庭への配慮や県との連携による総合的な自立支援の推進について記載。

(3) 障害児施策の充実

- 障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・治療を図るための妊婦及び乳幼児健康診査や学校における健康診断等の推進について記載。
- 発達障害を含め障害のある子どもについて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加をするために必要な力を身につけるための取り組みについて記載。

5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

- 男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けることができる社会の実現に向けた企業や市民等の取り組みを積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子ども・子育て支援の基盤づくりを積極的に進める取り組みについて記載。

6 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

- 庁内関係部局や近隣市町、県、教育・保育施設事業者等との連携及び協働による計画の推進について記載。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

- 個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づき公表及び施策の改善等につなげていくことについて記載。